

堺市 市民活動コーナー

ニュース NEWS



堺市市民活動支援基金の活用

堺市市民活動支援基金(ふるさと納税)とは…

NPO法人の自立と自主的で活発な活動を促進し、相互に支えあう仕組みとして平成19年に設置されたもので、「法人希望寄附」と「一般寄附」があります。

市民や企業の皆さまから寄せられた寄附金を活用して市内NPO法人(堺市内に主たる事務所を置くNPO法人)が行う市域の公益的な活動を、同基金を原資とする補助金等により応援します。

寄附の種類

- ①法人希望寄附…市内の特定のNPO法人を指定できます。
- ②一般寄附…市内のNPO法人の活動全般を応援できます。

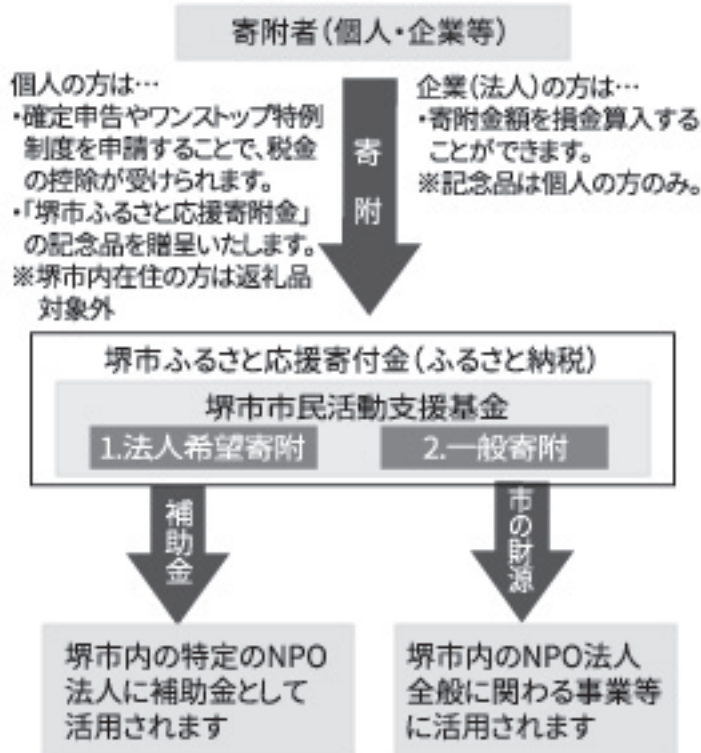
活用のメリット

特定のNPO法人を指定する「法人希望寄附」があった場合、指定されたNPO法人は事業を実施する際に補助金(寄附額が上限。補助要件等あり)として活用することができます。

寄附者のメリット

- 寄附を通じて社会貢献を行うことができます。
- ・個人の方は、「ふるさと納税」として税金の控除が受けられます(※市内在住者は返礼品の対象外)。
 - ・企業(法人)は、寄附金額を損金算入することができます。

堺市市民活動支援基金の仕組み



NPO広報活動支援補助金制度を新設します!

NPO法人が実施する公益的な活動に対する社会の理解や協力を広げていくために、市内NPOが自法人の活動内容を周知するために取り組む積極的な広報活動を応援します。ぜひ、ご活用ください。

募集期間

- ・令和元年7/10(水)から12/20(金)
- ・予算の範囲内で上限に達し次第受付終了

補助金額

- ・外部発注によるリーフレット等の作成に要する経費の1/2(上限5万円)

補助対象経費

- ・印刷製本費、委託料

※本補助金には、市内での1年以上の活動実績や市が指定する堺市市民活動支援基金の版下データ掲載等の要件があります。詳しくは、募集要領をご覧ください(堺市HPでも掲載)。

堺市市民活動支援基金・同補助金及び
 NPO広報活動支援補助金制度に関するお問い合わせは

堺市市民協働課 TEL:072-228-7405 FAX:072-228-0371へ



詳しい内容は
 堺市HPでも
 ご覧いただけます

CSOアワード 2019

※CSOとは・・・市民の立場から、自発的・公益的な活動を担い、より良い社会の実現に向けて事業展開する団体を市民社会組織(CSO: Civil Society Organization)といいます。NPOのようなテーマ型組織に限らず、自治会やPTAのような地縁型の社会的企業も含まれます。

今年のCSOアワードでは、新たに社会課題を先取り、深掘りしている取り組みを発掘し、その取り組みがどのような新たな価値を生み出しているのかを評価します。

CSOの取り組みの重要性や、社会のあるべき方向性について、CSOアワードを通じて社会へ発信していきます。

申し込み部門

大阪NPOセンターが授与する賞

先取り
部門

深掘り
部門

どちらの部門に応募するかを選択して下さい。
両方の部門へのエントリーも可能です。

グランプリ

先取り部門
10万円(1件)
深掘り部門
70万円(1件)

準グランプリ

先取り部門
5万円(2件)
深掘り部門
15万円(2件)

ホープ賞

先取り部門
3万円(4件)
深掘り部門
5万円(2件)

CSOや行政、協賛企業が
独自の基準により授賞する冠賞

大阪青年会議所賞

日本青年会議所主催
「人間力大賞」への推薦

大阪市長賞

大阪市による広報支援
(大阪市HPへの掲載等)

応募締切

8月9日(金)

17:00必着

(認定NPO法人
大阪NPOセンターまで)

応募資格

- ・個人・団体は問いません。
特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人、社会福祉法人、株式会社、有限会社、組合、ボランティアグループ、任意団体、学生、個人等どなたでも応募が可能です。
ただし、すべての選考スケジュールに参加可能であることが必須要件です。
(2次選考はスカイプなどによるWEB参加が可能です。)
- 【先取り部門】申請書に記載いただく事業は、原則として、着手予定の事業計画(アイデアも可)に限ります。
- 【深掘り部門】申請書に記載いただく事業は、すでに実施している事業内容に限ります。

一次選考会(書類審査)は9月
二次選考会(プレゼンテーション審査)は11月
最終選考日は12月21日(土)を予定

評価基準

先取り
部門

- 先取性 ■社会性
- ・新たな社会課題の解決に取り組む事業計画か。
- ・これまでにない新たな手法で社会課題の解決に取り組んでいるか。
- ・新たなイノベーションを生み出す期待の持てる取り組みか。

深掘り
部門

- 社会性 ■組織力
- 課題解決力 ■波及性
- ・どのような社会課題に着目し、表面化している社会課題だけでなく、そこにある課題まで深く掘り下げているか。
- ・どれだけ定着した事業活動を続けてきているのか。
- ・これまでの物の見え方や価値観が変わるような取り組みか。

応募方法・問い合わせ

詳しくは、ホームページをご確認ください。

マッチング事業

堺市市民活動コーナーでは、NPO法人と企業、行政など多様な主体の協働による取り組みを推進するために、それぞれの主体を結びつけるマッチング事業を行っています。



事例紹介

①相談事例

～(株)公益社さんからのご相談～

葬儀社と生前から関わりをもつ方は少なく、他の企業と比べると、日常生活からかけ離れた存在となっている。私たちは地域住民の皆さんに親しみを持ってもらいたいと思っており、市内の団体さんと協働で暮らしに役立つセミナーなどを開催できないかと考えている。そこで、コーナーを通じて市民活動団体さんを紹介してもらえないかとの相談がありました。



②マッチング コーディネーター

堺市市民活動コーナーの有するネットワークから、元看護師でライフスタイルオーガナイザー(※)のスキルを活かして「高齢者が怪我なく安全に暮らすことができるためのセミナー」等を実施し、ソーシャルビジネスも展開されているT氏を紹介。

何度か話し合った結果、協働で片付けに関するセミナーを実施することになりました。

※家事代行型の整理収納サービスとは一線を画す、本格的な思考の整理から始めるコンサルティング型の片づけの支援サービスを提供するプロフェッショナル

③サポートの実施

協働セミナー実施に向け、堺市市民活動コーナーの職員が、企画の実現に向けた役割分担やスケジュール作成、広報媒体の紹介、アンケート実施等のアドバイスをを行い、無事「私たちの片づけセミナー」を開催することができました。



事業報告の必要性

●所轄庁に提出する事業報告書等の重要性

NPO法人は自らに関する情報をできる限り公開することで市民の信頼を得、市民によって育てられるという考えから、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書等を作成し、所轄庁へ提出することが義務付けられています。

また、すべての事務所に備えおき、社員その他の利害関係人等から求められた場合には、閲覧に応じなければなりません。

●所轄庁に提出しなかった場合

NPO法により、期日どおりに事業報告書等の提出がないと、裁判所から代表者等に対して過料が課せられることがあります。

また、3年にわたり事業報告書等を提出しないと、設立の認証を取り消されることもあります。

なお、NPO法には法人の休止の制度はなく、税金の関係で都道府県や市町村に休業(休止)届を提出していても、NPO法人として存在している以上は、NPO法上の義務(※)は免除されません。

※過料を納付した場合でも義務は消滅しませんので、事業報告書等は提出しなければなりません。また、全く事業を実施しなかった場合でも、事業をしなかった旨を記載して事業報告書等を提出する必要があります。

助成金情報

Pickup!



Panasonic NPO/NGOサポートファンド for SDGs (国内助成)

実施団体 パナソニック株式会社

HP https://www.panasonic.com/jp/corporate/sustainability/citizenship/pnsf/npo_summary/2019_recruit.html

募集期限 2019年7月31日

内容 / 対象

助成金額

1団体への上限額:100万円~200万円
※コースにより異なる

SDGsが掲げる「貧困の解消」に向けて取り組むNPO/NGOを対象に、「海外助成」「国内助成」の2つのプログラムで、組織課題を明らかにする組織診断や、具体的な組織課題の解決、組織運営を改善するための組織基盤強化の取り組みに助成しています。

特定活動助成「自然災害支援プログラム」

実施団体 公益財団法人 ユニベール財団

HP <https://www.univers.or.jp/index.php?civilactgrant>

募集期限 2019年7月31日

内容 / 対象

助成金額 1件あたりの上限額:50万円

日本各地で、こころのケアのための傾聴ボランティア活動を行っている団体を対象に助成します。

社会福祉法人助成事業

実施団体 社会福祉法人 清水基金

HP https://www.shimizu-kikin.or.jp/about_business/general/

募集期限 2019年7月31日

内容 / 対象

助成金額 1件あたりの上限額:
50万円~1000万円

障害者の施設を運営し、社会的自立支援・地域移行を図る社会福祉法人に対し、各種の助成を行うことにより、障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。



市民活動の活性化を図ることを目的として、NPO法人・市民活動団体等に対し、相談や情報提供等を行っています。お気軽にご活用ください。

堺市市民活動コーナー

〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号
(堺市総合福祉会館2階)
TEL 072-228-8348/FAX 072-228-8352
MAIL sakai-npo@fancy.ocn.ne.jp
ホームページURL https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/chiiki/shien_shisetsu/shimin_katsudou/index.html



発行 堺市市民人権局市民生活部市民協働課
企画編集 認定NPO法人大阪NPOセンター
発行日 令和元年7月1日
利用時間 月~金 9:00~19:00
土・日 10:00~17:00(祝日・年末年始除く)

※相談内容に応じて、会計、労務、事業計画などの各分野における専門家(行政書士・会計士等)相談も随時実施しています。